

官國幣社風水害復舊費

科目	總額	既年度以 既支出額	昭十二年 度	昭十三年 度	昭十四年 度	昭十五年 度	昭十六年 度
官國幣社風水害復舊費	10110000	2111000	1150000	1170000	1100000	1000000	1100000
春修給	115000	111000	111000	111000	111000	-	-
判任俸給	511000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000
事務費	2111000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000
工事費	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000	1111000

屬一人 技手一人
屬一人 技手一人
屬一人 技手一人
同 技手一人
同 技手一人
同 技手一人

內務省

規格 R. 5.

IMT 646

473

官國幣社風水害復舊費

科目	總額	既年度以 既支出額	昭十年度	昭十一年度	昭十二年度	昭十三年度	昭十四年度	昭十五年度	昭十六年度
官國幣社風水害復舊費	1017000	277000	112000	170000	110000	100000	110000	107000	107000
委任俸給	17200	7700	7200	7200	7200	-	-	-	-
判任俸給	52700	17200	22000	22000	22000	22000	22000	22000	22000
事務費	277000	17200	17200	22000	22000	22000	22000	22000	22000
工事費	122700	207000	112700	112700	112700	122700	122700	122700	122700

屬一人 技手一人
屬一人 技手一人
屬一人 技手一人
同
同
技手一人

內務省
內務省

規格 R. 5.

IMT 646

473

科目		總額	昭和十年度以降既支出額	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	摘要
臨時社費	榎原神社境内整理費	100000	100000	100000	100000	100000	
事務費	判任俸給	12700	7700	7700	7700	7700	技師一人
工事費		247000	127700	100000	100000	27700	

榎原神社境内整理費

内務省

規格 B. 5.

名稱	臨時神社費	水川神社外三社股修築並境內整理費	奏任俸給	判任俸給	事務費	工事費
總額	11,110	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十一年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十二年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十三年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十四年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十五年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十六年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十七年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110
昭十八年度	10,000	10,000	11,110	11,110	11,110	11,110

水川神社外三社股修築並境內整理費

屬一人 屬一人
 技手三人 技手三人
 (初年度九ヶ月分)

屬一人
 技手一人
 技師一人
 技手三人

同
 同

技手一人

內務省
 內務省

生島足島神社外二社社殿修築境内整理費

名稱	總額	年度				
		昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
臨時社費	10000					
生島足島神社	10000					
外二社社殿修築	10000					
境内整理費	10000					
奏任俸給	1000					
判任俸給	1000					
事務費	1000					
工事費	10000					

(十二年分) 技手一人
 (十三年分) 技手一人
 (十四年分) 技手一人
 (十五年分) 技手一人
 (十六年分) 技手一人

内務省

規格 R. 5.

IMT 646

476

榑原神宮境域畝傍山東北陵參道擴張整備工事施行費

科目	總額	十三年度	十四年度	十五年	摘要
榑原神宮境域畝傍山東北陵參道擴張整備工事	20,000圓	10,000圓	10,000圓	10,000圓	技師一人年々2,000圓
奏任俸給	2,000	1,100	1,100	1,100	技師一人年々2,000圓
判任俸給	1,100	1,100	1,100	1,100	屬一人年々1,100圓
事務費	1,000	1,000	1,000	1,000	屬一人年々1,000圓

(十二年度五ヶ月分 十三年度 十二ヶ月分 十四年度 十五年度六ヶ月分)

内務省

規格 R. 5.

IMT 646

477

天智天皇奉祀神社造營費

區分	總額	照十三年度			照十四年度			照十五年度		
		工	事	判	工	事	判	工	事	判
天智天皇奉祀神社造營費	222100	100000	100000	120000	100000	100000	120000	100000	100000	
判任俸給	7120	7110	7110	7220	7110	7110	7220	7110	7110	
事務費	17000	17000	17000	17000	17000	17000	17000	17000	17000	
工事費	210000	222000	222000	210000	210000	210000	210000	210000	210000	
備考										
備考										

屬一人、技手二人、初年度九ヶ月分
 同 同 十四年度
 屬一人、技手一人、十五年度

内務省

規格 B. 5.

内甲 二三五

昭和十三年十一月二十四日

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍省



内閣總理大臣 友

法制局長官

外務大臣

友

陸軍大臣

友

文部大臣

友

逓信大臣

友

厚生大臣

友

内務大臣

友

海軍大臣

友

農林大臣

友

鐵道大臣

友

大藏大臣

友

司法大臣

友

商工大臣

友

拓務大臣

友

別紙内務大臣請議都市計畫委員會

官制中改正ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

法制局

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕都市計畫委員會官制中改正ノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年十一月二十九日

内閣總理大臣

内務大臣

呈案附箋ノ通

法制局



法制局内第三六號

昭和十三年十一月八日



乙第一七〇號

昭和十三年十一月七日

内務大臣 末次信正



内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

都市計畫委員會官制中改正ノ件別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

内甲二三五

内務省

作



勅令第七百三十五號

都市計畫委員會官制中左ノ通改正ス

第十七條第一項中「事務官 專任二十二人以内」ヲ「事務官 專任

二十三人以内」ニ改ム

人以内

七十二人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省

理 由

都市計畫法適用市町村ニ於ケル都市計畫ノ進捗ニ伴ヒ都市計畫委員
會職員ヲ増員シ事務ノ執行上遺憾ナキヲ期セム爲都市計畫委員會官
制中本案ノ如ク改正セムトスルモノナリ

調 書

法 制 局

本件増員ニ付テハ現在官制定員中各地方委員會ニ未配當ノ留置員數書
記二、技手八アリ又缺員數モ相當數ニ上レルヲ以テ事務官以外ノ増員
ハ一時之ヲ見合スコトトセリ

内
閣

參照

都市計畫委員會官制

大正八年十一月
勅令第四百八十三號

(總理 內務
大臣 副署)

第十七條 地方委員會ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官	專任二十一人以内	奏任
技師	專任十人以内	奏任
書記	專任二十人以内	判任
技手	專任五十人以内	判任

前項ニ掲グル職員ノ各地方委員會ノ定員ハ內務大臣之ヲ定ム

事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

書記及技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ従事ス



北海道	東京都	東京都	大阪府	神奈川県	兵庫県	長崎県	新潟県	埼玉県	群馬県
委員會	一	二	一	二	一	二	一	一	一
事務官	四	七	四	七	三	八	一	一	一
技師	五	七	三	五	三	四	一	二	一
書記	一	二	一	一	一	一	一	一	一
技手	五	〇	二	七	三	〇	三	四	六

都市計畫地方委員會職員定員數

(朱書ハ今回ノ増員ヲ示ス)
 (括弧付ノ分ハ留置定員ヨリ
 配當ノ見込)

内務省

規格 B. 5

IMT 646

487

香 德 和 山 廣 岡 島 鳥 富 石 福 秋 山 青
川 島 歌 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森

— — — — — — — —

— — — — — — — — — — — —

— — 三 二 二 二 — — 二 — — — — —

三 三 五 六 九 四 三 (一) 四 四 四 二 (一) 三 三

内
務
省

規格 B. 5

IMT 646

489

制改 定正 員官	留 置	定官 員制	合 計	沖 繩	鹿 兒 島	宮 崎	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	高 知	愛 媛
----------------	--------	----------	--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二 三	○	二 二	二 一							二		
--------	---	--------	--------	--	--	--	--	--	--	---	--	--

八 二	○	八 二	八 二		—	—	—	—	—	五		—
--------	---	--------	--------	--	---	---	---	---	---	---	--	---

— ○ 八	二	— ○ 七	— ○ 五	(二)	—	二	二	—	—	—	三	—
-------------	---	-------------	-------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---

二 七 二	八	二 六 九	二 六 一	(八)	三	一	四	六	四	三	三	七
-------------	---	-------------	-------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---

内
務
省

規格 B. 5

IMT 646

490

「参考」

都市計畫委員會官制抄

第十七條 地方委員會ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官 專任 二十一人以内 奏任

技師 專任 八十人以内 奏任

書記 專任 九十九人以内 判任

技手 專任 二百五十五人以内 判任

前項ニ掲タル職員ノ各地方委員會ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

書記及技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ従事ス

茨城縣都市計畫狀況ハ法適用市町村タル水戸市外四ヶ町ノ基本調査大半ヲ了ヘ遂次事業化スルノ趨勢ニ在リ街路事業中工事完成ノモノ九件現在工事中ノモノ六件ニ及ビ今後益々増加ノ見込ナリ土地區劃整理ニ於テモ水戸、日立、助川、各一組合ノ設立ヲ見遂次増加シ現ニ申請中ノモノ四件ハ目下調査中ナリ

特ニ助川町及日立町ニ於ケル人口ハ近時驚異的增加ヲ示シ之ガ十ヶ年間ニ於ケル人口増加率ハ助川町一三九%日立町四九%ニ上レリ兩町ニ於ケル昭和十二年度ニ於ケル家屋新築件數七二二件増改築件數ヲ合算スル時ハ實ニ九八一件ヲ算ヘ新築家屋一日平均約二戸ニ及ベリ

然ルニ兩町共ニ適切ナル建築敷地ニ恵マレズ自然街衢ハ亂雜無

規格 B. 5.

統制トナレリ依ツテ道路開發ノ促進、宅地造成改良ノ指導助成
ハ目下ノ急務ナリ

次ニ河原子町國分村及鮎川村地内ニ日立製作所ニ於テ敷地四十
九萬餘坪ヲ買收シ六月下旬ヨリ工場建設ニ着手セリ

其ノ規模頗ル宏大ニシテ工場敷地二十二萬二千餘坪従業員住宅
敷地二十四萬八千餘坪外ニ共同墓地敷地約二萬坪ニ及ビ其ノ配
置ハ相當廣範圍ニ亘レリ

然シテ之ガ従業員數本年度ハ三千五百名ナルモ昭和十五年工場
竣工ノ曉ニハ二万名ニ及ブ豫定ニシテ之ニ従業員家族並各種營
業者等合算スル時ハ人口ハ一躍約十萬人ニ達スベキハ毫モ疑ヲ
容レザル處ナリ

當該地方一圓ハ下孫驛ヲ中心トシ地勢平坦ニシテ工場ノ擴張ハ容易ノミナラズ鐵道ハ勿論國道、府縣道ノ利便ニ惠マル尙河原子町ノ東南面ハ海洋ニ面シ住宅地ニ適スルヲ以テ將來ハ一層膨張發展スルヲ以テ今回都市計畫法ヲ適用シ直ニ街路網二万五千四百餘間、土地區劃整理二百七十一万坪ニ對シ調査測量ヲ爲シ合理的ニ計畫ヲ樹立シ直ニ事業化セントスルモノナリ

岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	委員会
																								事務官
																								技師
																								書記
																								技手
																								職員
																								欠員
																								調

備考	合計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森
	○																							
	○																							
	一一												一											
	二六		一	一										一	二		一		一					

極秘



二十三

内甲第二四五號

案起

昭和十三年十二月一日

閣議決定
昭和十三年十二月二日施行
裁可昭和 年 月 日

昭和十三年十二月二日
指令

内閣總理大臣 文

内閣書記官長

内閣書記官



外務大臣

文

陸軍大臣

武

文部大臣

武

逓信大臣

武

厚生大臣

武

内務大臣

武

海軍大臣

武

農林大臣

武

鐵道大臣

武

大藏大臣

武

司法大臣

武

商工大臣

武

拓務大臣

武

別紙内務大臣請議

防諜委員會設置ノ件

右閣議ニ供ス會ヲ設置ス

指令案

防諜委員會設置ノ件請議ノ通

内務省發警第八七號

防諜委員會ノ件

國際情勢ノ複雜化ニ伴ヒ世界各國ニ於テハ何レモ其ノ諜報機關ヲ他國ニ設置シ情諜報ノ蒐集竝ニ謀略ニ努メツツアリ我國ニ對スル諸外國ノ諜報活動亦逐年熾烈ヲ加ヘ殊ニ今次事變發生以來此種海外ヨリスル策動ハ益々巧妙活潑トナリタリ然ルニ之ニ對スル我國現下ノ防諜體制ハ遺憾不備ノ點尠カラズ之ガ整備ハ國家防衛上焦眉ノ急務タリ依ツテ此ノ際外諜取締ノ強化竝ニ國家全般ニ亘ル防諜體制ノ整備ニ資センガ爲別案ノ如キ防諜委員會ヲ設ケラレンコトヲ望ム

右閣議ヲ請フ十一月三十日

内甲二四五

内務省

内務省

昭和十三年十一月三十日

内務大臣 賀正

御用掛 賀正

内閣總理大臣 公爵 近衛 文相 殿

御用掛 賀正

御用掛 賀正

御用掛 賀正

御用掛 賀正

御用掛 賀正

御用掛 賀正



規格 B4

IMT 646 500-1

OPG TMI

防諜委員會規程案

第一條

防諜委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ外諜取締ニ關シ關係各廳ノ連絡ヲ圖ルト共ニ防諜ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
委員會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣又ハ關係各省大臣ニ意見ヲ具申スルコトヲ得

第二條

委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條

會長ハ内務次官ヲ以テ之ニ充ツ
委員及臨時委員ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第四條

會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條

委員會ニ幹事長、常任幹事及幹事ヲ置ク
幹事長ハ内務省外事課長ヲ以テ之ニ充ツ

常任幹事ハ内閣情報部、外務省、内務省、大藏省、陸軍省、憲兵

司令部、海軍省、司法省、逓信省及拓務省高等官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス
幹事ハ前掲官廳以外ノ關係廳高等官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ委囑ス
幹事長、常任幹事及幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

參考目錄

一、理由

二、防護委員會審議事項

三、諒解事項

四、委員會豫定

內務省

参考其ノニ

防諜委員會審議事項

- 一、各官廳ニ於ケル防諜ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二、防諜機構ニ關スル事項
- 三、外諜取締ニ關スル事項
- 四、防諜ノ客体タル國家機密ノ範圍並新種機密事項漏洩防止ニ關スル事項
- 五、其ノ他防諜ニ關スル重要事項

諒解事項

一、本委員會ハ各廳官制ヲ變更スルモノニ非ザルコト

二、本委員會ハ各廳ハ法令及事ノ性質ニ照シ可能ナル限

度ニ於テ協力スルモノナルコト

三、防諜事務ノ運営ニ付テハ國ノ情報、報道、啓發宣傳政策トノ調和
ヲ保持スルコトニ努メ、防諜強化ノ結果情報、報道、啓發宣傳ヲ

阻害スルガ如キコト無カラシムルコト

四、本委員會ノ運営ニ當リテハ常ニ内閣情報部ト緊密ナル連携ヲ保ツ

コト

五、本委員會ノ内容ハ極秘トスルコト

及外客誘致ノ

及外客誘致

九
委
員
之
姓
名
四

委員ノ豫定

拓務省	農林省	商工省	司法省	鐵道省	文部省	遞信省	憲兵司令部	海軍省	陸軍省	大藏省	外務省	內務省
管理局長	未定	未定	刑事局長	未定	未定	郵務局長	總務部長	軍務局長	兵務局長	主稅局長	情報部長	警保局長
警務課長			第五課長			外信課長	第三課長	軍務局第一課長	兵務課長	關稅課長	情報部第三課長	外事課長